

## 農事組合法人の概要

性 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 37 年農業協同組合法の一部改正により発足した法人</li> <li>・法人の目的は「農業生産についての協業を図ることにより」共同の利益を増進すること</li> <li>・法律上の基本的性格は協同組合にあり、中間的法人に位置付けられる</li> </ul>	
事 業	1号事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業に係る共同利用施設の設置</li> <li>② ①の共同利用施設を利用して行う、組合員の生産する物資の販売</li> <li>③ 農作業の共同化に関する事業</li> </ul>
	2号事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 農業の経営</li> <li>⑤ 農事組合法人の行う農業に関する事業で次のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工</li> <li>イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売</li> <li>ウ 農業生産に必要な資材の製造</li> <li>エ 農作業の受託</li> </ul> </li> <li>⑥ 農業と併せて行う林業の経営</li> </ul>
		⑦ 上記の事業に附帯する事業
組合員 (3人以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農民（自ら農業を営み、又は農業に従事する個人）</li> <li>・農業協同組合、農業協同組合連合会</li> <li>・農地等を現物出資した農地中間管理機構</li> <li>・農業法人投資育成事業を行う承認会社</li> <li>・法人から物資の供給もしくは役務の提供を継続して受ける個人</li> <li>・新商品または技術開発または提供など法人の事業の円滑化に寄与すると認められる者</li> </ul>	
員外従事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号法人については、組合員および組合員と同一世帯以外の者は、常時従事者の3分の2を超えてはならない</li> </ul>	
出 資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1口は均一で、金額についての制限はない (1組合員の有することのできる出資口数の最高限度は100分の50を超えてはならない)</li> <li>・出資の方法は現金と現物の両方がある (土地等不動産の出資は相続、持ち分譲渡等税制上の課題がある)</li> </ul>	
議決権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1票主義。法人目的である「共同利益増進」の精神に沿ったもの (反面、事業推進上、機動性に欠けるという側面がある)</li> </ul>	
地 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農事組合法人は、定款でその地区を定め、登記する。ここで言う「地区」とは、組合員資格を定めた地区であり、農地を借りる範囲・農作業を受託する範囲を限定するための「地区」という意味ではない。</li> </ul>	
役 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事と監事。定款で定め、総会で選任する。(監事はおかなくてもよい)</li> </ul>	
配 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業分量配当、従事分量配当、出資配当の3種類</li> </ul>	